

カード等に記載されている番号のみでお金のやり取りができる「プリペイド型電子マネー（プリペイドカード）」を使って、不正に金をだまし取ろうとする手口が増えています。

「コンビニで電子マネーを買ってきて」は (プリペイドカード)

詐欺!!

コンテンツ料が未納

友達になりましょう

メールのやり取りに
ポイントの購入が必要



偽警告画面・警告音

ウイルス除去や
サポート契約の
料金が必要

表示された電話番号に連絡すると…

「コンビニで電子マネーを買って、書いてある番号を教えて！」

番号を相手に教えると…



購入したプリペイドカードが手元にあっても、
お金は相手に渡ります

相手に渡ったお金を取り戻すことは困難です

トラブルに
あわないために

- ・身に覚えのない請求などのメールに返信や電話をしない
- ・電子マネーを購入したり、カード番号を教えたりしない
- ・SNSで知り合った人を安易に信用しない



地震
大雪

災害に便乗した悪質商法に注意！

地震や大雪などの自然災害のときには、「市の委託を受けた」「被害箇所を修理する」などと言って訪問するなど、災害に便乗した悪質商法が増えます。様々な手口がありますので、注意が必要です。

屋根が壊れている。すぐに修理
しないと大変なことになる。
不安をあおり、不要な工事や
高額な契約をさせる

保険金で自己負担なしで
工事ができる。

消費者の意図しない保険金の
申請サポート契約をさせる
* 解約を申し出ると、高額なキャン
セル料を請求するケースも

トラブルにあわないために

- ・突然訪問や電話をしてきた業者に安易に点検させない
- ・修理が必要と言われても慌てずに工事箇所・内容を確認する
- ・契約を迫られてもすぐ契約せず、保険会社に相談する
- ・契約しても、訪問販売に該当する場合はクーリング・オフで契約解除ができる場合がある

- 保険金の申請は自分でできます。費用もかかりません。
- 経年劣化で壊れたものは、保険金支払いの対象外です。うその理由で保険金請求すると、詐欺に該当するおそれがあります。

工事契約などの他にも、災害被害回復のための義援金や寄附金名目で振り込みをさせる、支援物資を集めているという不審な電話などの例も報告されています。ご注意ください。

賃貸住宅退去時の「原状回復」トラブルにあわないために ～契約前から気をつけよう～

賃貸住宅の退去時に多額の修繕費を請求されるなどのトラブルが起きています。

退去の際に、借主には部屋を借りた時の状態に戻す「原状回復義務」があります。一般的には、通常損耗、経年劣化などによるものは貸主の負担、結露によるカビなどの借主の使い方による汚損は借主負担となります。

退去時に修繕費を請求されたら、費用の内訳をよく確認し、納得できないときにはガイドライン(*)を参考に貸主と交渉しましょう。

*国土交通省

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」



物件探し	入居中
必ず現地に行き確認 <ul style="list-style-type: none"> 物件の設備、周辺環境 部屋の状況 広告などと差がないか 	<ul style="list-style-type: none"> 借主には注意をもって使用、管理する義務がある 設備の故障等は速やかに貸主に連絡する
契約時	退去時
<ul style="list-style-type: none"> 家賃・敷金以外の費用はないか(火災保険等) 物件のキズや汚れ、設備などの状況を貸主と一緒に確認し、記録に残す 契約書・重要事項説明書の内容をよく確認 不利な特約がついていないか 	<ul style="list-style-type: none"> 貸主と一緒に修繕箇所などを確認する 納得できない点は貸主に説明を求める <p>*キズや汚れ、設備の不具合が自分がつけたものなのか、入居前のものなのか問題になることがあります</p>



スムーズな問題解決に向けて 「消費者が意見を伝える」際の ポイント

自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、次の3つのポイントを参考に伝えてみましょう。

1. ひと呼吸、置こう!

怒りに任せた発言は逆効果

2. 言いたいこと、要求したいことを「明確に」、理由を「丁寧に」伝えましょう!

返品したいのか、解約したいのかを明確に

3. 事業者の説明も聞きましょう!

上手なコミュニケーションが解決の糸口に



事業者、従業員も頑張っています。意見の伝え方には留意しましょう。



消費者庁「消費者が意見を伝える」際のポイント」より

トラブルにあわないために

消費者トラブルにあわないために、
知って安心の最新情報を見る!

国民生活センター
ホームページ



トラブルにあってしまったら

FAQ形式(Frequently Asked Questions)でトラブル解決を支援

国民生活センター
消費者トラブルFAQ



消費生活相談

多重債務相談

出前講座 くらしの講座

相談方法：電話

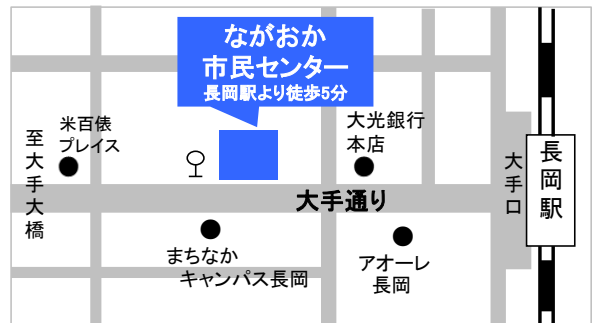
来所 (要予約) *まずはお電話ください

相談時間：9:00~16:30

(土・日・祝日・年末年始 休み)

相談電話：0258-32-0022

弁護士または司法書士による多重債務相談会
毎週水曜日開催 事前にお電話ください



専用駐車場はありません。長岡市提携駐車場をご利用ください。ご相談の場合は無料処理いたします。

長岡市消費生活センター

〒940-0062

長岡市大手通 2-2-6 ながおか市民センター2階

電話(講座申込など): 0258-32-0082

FAX: 0258-39-5050



★消費者ホットライン★でも相談できます

いやや
電話 188 (局番なし)【全国共通】

曜日により最寄りの消費生活センターまたは国民生活センターにつながります